

地域指定年度	昭和 47 年度
計画策定年度	昭和 47 年度
計画見直し年度	平成 11 年度 令和 5 年度

朝日村農業振興地域整備計画書

令和 6 年 2 月

長野県東筑摩郡朝日村

目 次

ページ

第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	3
(2) 農業上の土地利用の方向	4
ア 農用地等利用の方針	4
イ 用途区分の構想	6
ウ 特別な用途区分の構想	7
2 農用地利用計画	8
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	9
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2 農業生産基盤整備開発計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10
4 他事業との関連	10
第 3 農用地等の保全計画	11
1 農用地等の保全の方向	11
2 農用地等保全整備計画	11
3 農用地等の保全のための活動	11
4 森林の整備その他林業振興との関連	11
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	12
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連	13
第 5 農業近代化施設の整備計画	14
1 農業近代化施設の整備の方向	14
2 農業近代化施設整備計画	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連	14

第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	1 5
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	1 5
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	1 5
3	農業を担うべき者のための支援活動	1 5
4	森林の整備その他林業振興との関連	1 5
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	1 6
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	1 6
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	1 6
3	農業従事者就農促進施設	1 6
4	森林の整備その他林業の振興との関連	1 6
第8	生活環境施設の整備計画	1 7
1	生活環境施設の整備の目標	1 7
2	生活環境施設の整備計画	1 7
3	森林の整備その他林業の振興との関連	1 7
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	1 7
第9	付図	別添
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	生活環境施設整備計画図（付図3号）	
別記	農用地利用計画	1 9
(1)	農用地区域・用途区分	1 9
ア	現況農用地等に係る農用地区域	1 9
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	3 5

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 位置及び地形

朝日村は本州のほぼ中央、長野県松本平の西南端に位置し、東は塩尻市、北は松本市・山形村、西は松本市、南に木祖村と境を接しています。東西 15.84km、南北 9.89km、面積は 70.62 km²でその約 87%を山林が占めています。

地形は、平坦地の標高は 740m～900m に展開していて、日本の屋根といわれる 3,000m 級の山峰を連ねる北アルプスと中央アルプスの接点に位置する鉢盛山(2,447m)を背に北東面に緩やかに傾斜しつつ扇状に台地が広がり、住居地・耕地をなしています。鉢盛山に源を發した鎖川は、野俣沢、中俣沢、檜俣沢などの 5 大支流を集めて村の中央を流れ、両岸の耕地を潤しながら奈良井川へ注いでいます。

(イ) 地質

美濃帯の中世層の塊状砂岩、砂岩泥岩互層、頁岩、珪質頁岩、チャート、輝緑凝灰岩、石灰岩、礫岩が分布し、平坦部は主として洪積層（ローム層）で構成されています。また、土壌は、火山灰土層と鎖川の氾濫原による堆積層、山麓傾斜面の崖錘性堆積物に分けられます。火山灰土層は、波田ロームとも呼ばれる風成層で御岳・乗鞍岳火山の噴火による降灰とされ、波田礫層を厚く覆っています。

「くろべ」と呼ばれ、上部に腐植層を持ち地形的には古見原・西洗馬原などの扇状地を広く覆い、村の野菜の生産地となっています。

(ウ) 気候

気温は年平均 10℃前後で、最高 33℃、最低-14℃と準高冷地の気候を示しています。降水量は一般に少ない内陸型で、冬季は少なく 6・7月に集中しており、年間 1,000 mm～1,500 mm程度となっています。降雪は 11月中旬～翌年の 3月中旬で、降雪量は平均して 30 cm前後です。結霜は 10月中旬～翌年の 5月上旬に見られます。

(エ) 人口及び産業の動向

人口は平成 12 年の 4,908 人をピークに横ばいから減少に転じ、令和 2 年では 4,279 人となっています。一方、世帯数は人口が減少に転じた平成 17 年以降も増加していることから、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。高齢化率（65 歳以上の人口に占める割合）は、令和 2 年で 32.1%と全国（28.6%）より高く、長野県（32.0%）と同程度となっています。

人口減少に伴い、就業者数も減少傾向にあります。本村の就業者は村外で働く

人の割合が高く、昼夜間人口比率は0.8前後となっています。

本村は豊かな自然環境を有し、かん水設備等の環境が良好であること等により農業が発展しています。長野県と比較して第1次産業就業者の割合は高くなっているものの、高齢化や後継者不足等により農業従事者は減少傾向にあります。

製造品出荷額等は、工業団地の造成・企業誘致を進めたことにより増加し、第2次、第3次産業の販売額は増加傾向にあります。

(オ) 交通

当地域は、地方中核都市である松本市より30分、信州松本空港まで15分という位置にあり、長野自動車道の塩尻IC・塩尻北IC・松本ICまでも15分～30分で接続できるなど交通条件に恵まれています。このため、首都圏や中京圏・関西圏との所要時間が短縮されたことにより、人や物の交流が盛んとなっています。特に農産物の市場が拡大され、遠くは四国や九州まで輸送されるようになりました。

(カ) 土地利用の現状と方向

農地は、食糧生産の基盤、農山村の豊かな自然環境や優れた景観など多面的機能を持ち、土地利用の重要な役割を担っています。しかし、農業従事者の高齢化、担い手不足により、農家数は減少し、遊休農地が増加しています。

森林は、水源のかん養、豊かな生態系が保全されているほか、森と触れ合う場としても活用されています。しかし、林業採算性の悪化に伴う林業従事者の減少や森林所有者の高齢化などによる荒廃森林の増加が懸念されます。

宅地は、核家族の増加、農業従事者の高齢化や農地の宅地化などにより全体的に増加傾向にあります。また、人口減少や相続問題、貸し手不足、解体費の高騰等、様々な理由により空き家、空き店舗数は増加の一途をたどっています。

工業地では、朝日村農村工業団地、西洗馬工業団地、西洗馬流通団地を中心に企業立地が進められ、近年では古見原工業団地、原新田工業団地の整備が進められてきました。その他の工業用地は村内に分散して造成されており住工混在となっています。

このような状況の中で、村土は限られた資源であるため、地域の文化的、社会的発展及び経済的諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と村土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、土地需要の調整及び効率的な土地の有効利用に引き続き配慮する必要があります。これらを踏まえ、村では国土利用計画が定められているため、この計画に基づき土地利用を進めていきます。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設 用地		森林・原野		住宅地		工場用地	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (R2)	510	52.6	6	0.6	44 (0)	4.5 (0)	87	9.0	18	1.9
目 標 (R12)	498	51.3	6	0.6	44 (0)	4.5 (0)	89	9.2	25	2.6
増 減	△12		0		0		2		7	

区分 年次	その他		計	
	実数	比率	実数	比率
現 在 (R2)	305	31.4	970	100
目 標 (R12)	308	31.8	970	100
増 減	3		0	

(注) () 内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 510ha のうち、a～c に該当する農用地約 437ha について農用地区域を設定する方針です。

a 集団的に存在する農地

10ha 以上の集団的農地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・ 区画整理
- ・ 農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・ 埋立て又は干拓
- ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の振興を確保することが必要である土地

- ・ 果樹等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくこ

とが必要なもの

- ・ 高収益をあげている野菜のハウス団地
- ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、cの土地であっても次の土地については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

該当集落数 13 該当農用地面積 約 61.3ha

- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

内山沢口に沿って展開する 田 1.8ha 畑 0.4ha

外山沢口に沿って展開する 田 1.3ha 畑 0.2ha

舟ヶ沢林道に沿って展開する 田 0.6ha 畑 0.6ha

曾倉沢口に沿って展開する 田 3.5ha

- (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる下古見・大原桜台地区周辺農用地約 3.3ha

- (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在する又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定します。

- (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在する又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定します。

- (エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農業生産目標を達成するためには土地条件、経営条件を考慮して地域条件に適応した重点作目の団地化を図るなど、農用地区域内の土地利用の高度化を積極的に進

めなければなりません。

農業生産の目標においては、当地域で今後重点的に振興すべき作目である野菜を主体として集団化を図り、省力化を積極的に推進します。なお、これを達成するため農業経営基盤強化促進事業に沿って土地の移動を積極的に進めるとともに、連作障害に対応するため野菜と禾本科作物の輪作体系を確立し、地力の増進と維持を図ります。また、取り巻く自然や経済環境の時代の変化に対応し収益を向上させるため、作づけ時期の最適化や新たな振興作物の発掘も検討していきます。

農地については、小規模で遊休化している等生産性が低い農地は、地元の意向を聞きながら、基盤整備を行い守るべき農地として担い手へ集積する、あるいは、農地を手放した小規模農家に対し就業の機会を確保するための企業誘致等を行う等、土地の有効利用も視野に入れ総合的な土地利用を図ります。総合的な土地利用については、国土利用計画（朝日村計画）に沿って計画を進めます。

この結果、農用地区域内における目標年の用途別面積は次のとおりとします。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
古見	278.0 (276.2)	277.0 (275.2)	△1 (△1)	0	0	0	0	0	0
西洗馬	99.4 (99.2)	92.4 (92.2)	△7 (△7)	0	0	0	0	0	0
小野沢	35.1 (35.1)	35.1 (35.1)	0 (0)	0	0	0	0	0	0
針尾	6.5 (6.5)	5.5 (5.5)	△1 (△1)	0	0	0	0	0	0
入三	8.6 (8.6)	8.6 (8.6)	0 (0)	11.3	11.3	0	0	0	0
合計	427.6 (425.6)	418.6 (416.6)	△9 (△9)	11.3	11.3	0	0	0	0

区分 地区名	農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減
古見	6.2	6.2	0	284.2	283.2	△1
西洗馬	0.2	0.2	0	99.6	92.6	△7
小野沢	0.3	0.3	0	35.4	35.4	0
針尾	0	0	0	6.5	5.5	△1
入三	0	0	0	19.9	19.9	0
合計	6.7	6.7	0	445.6	436.6	△9

(注) ()内は、農用地区域内の農地のうち、耕地及び作付面積統計において定義する「耕地」の面積である。

イ 用途区分の構想

用途区分は令和 12 年度における土地利用目標の達成を旨として、具体的には土地条件、土地基盤整備の可能性を考慮し生産性の向上を主眼として行うものとし、第 1 次構造改善事業で行った畑地及びその周辺の畑地が、中信平農業水利事業またその更新事業となった県営担い手畑総事業、国営二期事業により畑地かんがい設備が整備されているので、作目選定に当たっては水利用の高度化を図りつつ用途区分の構想を次のとおり定めます。

なお、農業用施設用地に係る用途区分の設定に当たっては、集团的農用地（開発して集团的に農用地とすることが相当な土地を含む）及び基盤整備事業の対象地については極力農業用施設用地としての用途の設定を行わないようにすると共に、地域における良好な生活環境の確保にも配慮していく方針です。

(ア) 古見地区

当地域は、標高 743m～840m の平坦地で、北東方面に耕地が広く展開している農用地約 276ha のうち、第 1 次農業構造改善事業によりほ場整備がされ、その後県営担い手畑総事業で水田約 8 ha が畑地に整備されたことから、約 92%が畑地となっています。平成 20 年度で終了した担い手畑総事業により、畑地かんがい施設が更新されたのをはじめ、農道や排水路も整備されたことから当地区においては、整備された土地を有効に利用し、引き続き高原野菜（レタス、白菜、キャベツ）を主要作物とした産地形成を進めます。

田については、区画整理がほぼ終了し、飯米農家がほとんどであることから、田としての用途を今後も基本とします。

(イ) 西洗馬地区

当地域は、標高 749m～770m の平坦地で、東方面に耕地が広く展開している農用地約 99ha のうち、第 1 次農業構造改善事業によりほ場整備がされ、その後県営担い手畑総事業で古見原地区同様にかんがい施設が更新され、農道、排水路等が整備された約 82%が畑の地帯です。このことから、当地区においても整備された土地を有効に利用し、引き続き高原野菜（レタス、白菜、キャベツ）を主要作物とした産地形成を進めます。

田については、飯米農家がほとんどであることから、田としての用途を今後も基本としますが、耕作者も減少しているため、農地を必要としている担い手に集積し、転作して畑として利用することにより農地を確保していきます。

(ウ) 小野沢地区

当地域は、標高 735m～800m の平坦地で、鎖川の左右両岸に沿って分布し、村の中央に耕地が広く展開している農地約 35ha のほとんどが田の地帯で、水利が安定確保されています。左岸側は区画整備がほぼ終了しており、右岸側も基盤整備が計画されています。現況地目水田については田としての用途を基本としながら、

基盤整備を行う中で最適な土地利用を検討します。

(エ) 針尾地区

当地域は、標高 800m～840m 南部山間地帯を一部有する平坦で田が約 88%を占める地帯となっています。経営規模は小さく、かんがい用水のほとんどは鎖川の水によって地域内の既設田に運ばれています。今後は、現況地目田については田としての用途を基本としますが、北村地区は基盤整備が行われるため、畑としての利用も考慮しながら最適な土地利用を検討します。また、現況地目畑については山際で条件が不利の農地が多いことから、最適作物の検討等を行いながら農地の有効利用を図ります。

(オ) 入三地区

当地域は、標高 860m～1,100m 一部山岳地帯を有するほぼ畑の地帯です。御道開渡地区(ザッコ)は、ほ場整備も完了し良質の高原野菜の生産地となっています。引き続き高原野菜(レタス、はくさい、キャベツ)を主要作物とした産地形成を進めます。御馬越原約 4.9ha は村でも一番高い標高 1,100m の地帯にあります。現在栽培されているのは、長芋(青果、種)、ゴボウ、ヤマゴボウ(種)、グラジオラス、雑穀、野草です。一部は、ほ場整備が完了しましたが、かん水設備がないため、これらを考慮した最適な作物の栽培を推進します。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。(付図 1 号 土地利用計画図)

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

当村における農業振興は、畑地を主とした土地基盤整備とともに進められてきました。特に古見原・西洗馬原においては第1次農業構造改善事業により区画整理が行われ、その後中信平総合開発事業により畑地かんがい設備が設置されると、その施設を利用したレタスなどの高原野菜の作付けが盛んとなり、県下でも誇れる野菜産地として発展を遂げることができました。

その施設も経年による老朽化により破管やポンプの故障等が見られるようになったことから、県営担い手畑総事業により更新が行われました。今後も、これら施設を有効利用しさらに基幹作目の産地化を推進するとともに、食料自給率の向上、また農業の多面的機能を十分に発揮できる安定的かつ良好な施設の機能を確保するため、維持管理事業を始め、適切な点検診断に基づき、長寿命化を図る保全対策や計画的な整備をします。

また、土地基盤未整備地区においては、それぞれの農地の用途別に、生産性の高い農業が確立される条件整備を行います。

ア 古見地区

土地基盤整備の状況は、第1次農業構造改善事業、中信平総合開発事業及び県営担い手畑総事業により240haが区画整理とかんがい施設の整備がされ、大型機械を導入するなど野菜を中心とした生産体制の近代化が図られています。

今後も、県営畑総事業等で整備できなかった未改修の農道や排水路を中心に再度基盤整備を進め、農作業の効率化と農村環境保全整備の確立を図ります。

イ 西洗馬地区

土地基盤の整備状況は、第1次農業構造改善事業及び中信平総合開発事業また県営担い手畑総事業により66haがほ場整備とかんがい施設の整備がされ、大型機械による野菜を中心とした生産体制の近代化が図られています。

今後も、県営畑総事業等で整備できなかった未改修の農道や排水路を中心に再度基盤整備を進め、農作業の効率化と農村環境保全整備の確立を図ります。

ウ 小野沢地区

この地区は、大部分が水田となっており、分布状況は、村の中央を西から東に流れる鎖川の両岸にあり、鎖川からの揚水により水利が安定確保されています。特に左岸側はほ場整備がほぼ完了し、機械化による耕作も可能になっています。右岸側の水田についても、機械化による耕作を可能とし今後の担い手不足に対応するため、また、担い手に農地の集積と集約化を図るためにほ場整備を行います。

エ 針尾・入三地区

この地区は、鎖川の両岸にあって耕地も一番狭い山間地帯であります。米を中心に、野菜、小物野菜、養魚等地域の特性に応じ複合させ、規模拡大と生産団地の育成を進

めるとともに、基盤整備を行い機械化の作業体系を確立します。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積 ha		
農業用排水施設整備	水路 L=600m	犬ヶ原	2.3	1	県営中山間 地域総合整 備事業
	水管橋 L=120m	西洗馬	72.2	2	
	取水口 1か所	くりあげ場	12.4	3	
農道整備	農道 L=600m	犬ヶ原	6.2	4	
ほ場整備	1.7ha	御馬越	1.7	5	農地中間管 理機構関連 農地整備事 業
	3.5ha	御道開渡	3.5	6	
	2.9ha	北村	3.7	7	
	3.2ha	かたくり	3.2	8	
	5.8ha	本郷	6.3	9	
	11.4ha	くりあげ場	12.4	10	

(付図2号 農業生産基盤整備開発計画図)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

朝日村森林整備計画に基づいて、林業の生産性向上のための集約化と計画的で持続可能な森林資源の総合的活用を図ります。

さらに、地域の生産活動の活性化を図るため、農業と林業のそれぞれの役割や機能を連携し、一体的に整備できるものはその整合を図ります。

また、森林や農地が持つ国土保全や、環境保全などの多面的な機能が総合的に発揮できるよう整備の促進を図ります。

4 他事業との関連

特別なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地の多面的機能の適切な発揮を図るためには、高齢化や担い手不足による耕作放棄地や管理不十分な農用地を増加させないことが大切であるため、農家の意向により規模拡大による経営改善を目指す農家に耕作地を集中し農地の有効活用を推進します。このため、農用地の売買や貸借、農作業の受委託が考えられますが、農業委員会や長野県農地中間管理機構（長野県農業開発公社）と連携し安心して貸借等が出来るよう進めます。さらに、今後の農業発展のため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これからの農業経営が農業生産の相当の部分を負うような農業構造の確保を図るためにも、従来以上に農用地の流動化を推進します。

また、春先の強風による農地の風食被害については、農業者の営農と住民の両方に影響があるため、これまでの麦播種による対応をさらに広げていくことや松本南西部地域農地風食防止対策協議会と連携して他の対応を検討する等対策を進めていきます。

2 農用地等保全整備計画

老朽化が進行している用排水路やかん水設備、農道等については、安定的かつ良好な施設の機能を確保するため、維持管理事業を始め、適切な点検診断に基づき、長寿命化を図る保全対策や整備を今後計画していきます。

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地や管理不十分な農地を増やさないために、地域計画等を利用して高齢化等により離農する人の情報を的確にとらえ、農地を探している人と貸借ができるようにします。また、耕作放棄地については農地の再生または施設の建設等最適な土地利用を検討し有効活用するとともに、転用等で農地以外の利用をする場合は近隣農地への影響が無いよう農業委員会と連携して対応します。

農地の保全については、多面的機能支払交付金を利用した地域の共同活動により適切な保守管理を進めます。

山間部における鳥獣による農作物被害の軽減を図るため整備した電気柵については、定期的なメンテナンスと除草管理を地域と連携して推進します。

風食被害については、これまで以上に麦等の播種を推進します。

4 森林の整備その他林業振興との関連

国土保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能発揮の観点から、農地・林地を一体として保全していく必要があり、今後、SDGsを考慮した農地・林地の保全を図ります。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択される魅力とやりがいのある効率的かつ安定的な農業を経営するために、県内の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するに当たり、地域的な特徴を考慮し、年間所得目標を500万円（主たる従業者1人当たり年間労働時間を2,000時間）と定めます。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家族 経営	葉洋菜専作	3 ha	レタス、キャベツ、 ハクサイ、リーフレ タス	137	50 ha
	多品目 (有機)	1.8	長芋、ニンジン、レ タス、トマト 等	3	4
法人 経営	葉洋菜専作	35	レタス、キャベツ、 ハクサイ	1	20
	野菜+苗木	14.3	キャベツ、加工トマ ト、果樹苗木	1	27
	そば	5.8	そば	1	5.8

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

当村では、農業後継者不足による農業従事者の高齢化や、農畜産物の価格低迷などにより山間部を中心に遊休農地の増加を招いています。さらに、農家の階層分化や多様化が進行する中、自給的農家や、高齢農家は農作業を委託に依存し、自らの生産規模を縮小する方向に向かうと予想されます。

そのため、土地基盤整備などにより優良農地を保全、確保するとともに、高生産性農家の実現に向け、農用地の持つ国土、自然環境の保全や水源の涵養、景観保持など多面的機能が果たせるよう、秩序ある計画的な土地利用に努めなくてはなりません。

また、耕作放棄地が増える傾向の中、農業以外の土地利用との区分を明確にし、地域の意向を反映しながら、効率的かつ安定的な経営体への農用地の集積や農作業の委託の促進を図ります。また当該経営体を中心に、自給的農家、小規模な兼業農家、高齢農家や土地持ち非農家などが相互に連携し、役割分担を明確にすることにより農用地や労働力の有効活用を図り、地域全体として農業生産力の維持、強化に努めます。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者等の育成対策

本村の農業を支え、村農業をけん引する経営感覚のある担い手の育成・確保を図るため、人・農地プラン（地域計画）において中核となる経営体として位置付けられた農業者を認定農業者へ誘導し、規模拡大や経営力の向上等の支援を行い、認定農業者の様態に応じた支援を行います。あわせて、繁忙期の人手不足解消のため、農福連携等多様な人材確保を推進します。

(2) 農用地の集団化対策

県営中山間地域総合整備事業と農地中間管理機構関連ほ場整備事業を利用し、6工区のほ場整備を進め、担い手への集積・集約を推進します。

(3) 農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業、農地移動適正化あっせん事業等農用地の流動化対策

農業委員会と農地中間管理機構で協力し、農用地の流動化を進めます。

(4) 農業生産組織の活動促進対策

経営規模拡大や生産性の向上、高齢化した農家や兼業農家などの負担軽減のため、基幹農業を受託する生産組織を育成・支援するとともに、経営能力の向上や新規就農者の確保、農地の有効利用などを促進するため、法人経営を目指す農業者や農業グループの法人設立を支援します。特に、地域農業の担い手としての役割が期待されるグループ農業について、体制の整備を支援し、グループ化によるコスト削減や農作業の組織化、効率化などの具体的なメリットを周知しながら、関係機関・団体と連携し組織化を促進します。将来的には、安定した雇用を創出する企業の農業参入も必要と捉え検討を進めます。

(5) 地力の維持増進対策

環境問題への取組として、循環型農業の実践が急務になっています。地域資源を利用して堆肥生産と土づくりによる土壌改良を進めることにより、減農薬・減化学肥料につながり、環境負荷の軽減と消費者が求める安心・安全な農作物の供給につながります。村の条件にあった循環型農業を研究し、導入支援を行います。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

近年、当村でも耕作放棄地が増加しています。そのため、農用地や林地の適正な管理を図り、国土、環境保全などの機能が果たせるよう、耕作放棄地については、その一部を農用地に復帰させたり、今後利用が見込まれない山際などは林地化して森林として適正な管理を促すなど農業振興と林業振興とを一体的に捉えて対処します。

また、豊富な森林資源を生かし、計画的で持続可能な木質バイオマスの研究等を行います。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業近代化施設は、JA を中心に各事業への積極的な取組により、野菜の産地として朝日村農業のおかれている環境条件に対応した生産から流通までの一体的な整備がされてきました。令和3年には、JA 朝日野菜予冷库・集出荷施設が更新され、今まで以上に野菜の安定供給に対応することができるようになりました。今後は、農業生産動向の変化に対応した野菜類を中心とした供給産地の育成を目指す中で、必要に応じ拡充・更新整備を行っていきます。

2 農業近代化施設整備計画

現状、具体的な計画はありませんが、必要に応じ順次計画していきます。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

当村の農家の多くが林家であることを考えると、農業振興を図るためには、林業の振興も併せて推進する必要があるとあり、農業近代化施設の整備に関しては、農業と林業とを相互に関連付けて計画策定を行い、農家林家の総合的な生産向上を図るため、地域の実態に即して総合的、積極的に集約化や整備拡充を図ります。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

新規就農者を確保していくに当たり、生活基盤である住宅を確保することが極めて重要です。村内の空き家活用や村営住宅部門と連携を図り、住宅の確保に努めます。

また、村の地域資源である広大な農地や農作物等を活かし、その魅力を発信することで移住・定住が期待されるため、食事や農業体験等ができる拠点の整備を検討します。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

調査等を行い、必要に応じ順次計画していきます。

3 農業を担うべき者のための支援活動

葉野菜を中心とする村の農業が活力ある農業であり続けるためには、農業就業者を増やし、農地や技術を次世代に継承することが必要です。そのためには、農家の後継者をはじめ、U・I・J ターン者にとって朝日村での就農が魅力的であるものにし、担い手を確保していきます。

(1) 農業の技術・知識の習得への支援

JA と連携して、農業研修制度の確立や、指導員による指導により技術を習得できるようにします。また、講座や研修会等による多種多様な農業への支援を行います。

(2) 就農準備等に必要な資金手当の支援

農業研修制度を確立し、新規就農者のサポートを行います。また、国の補助事業活用に対する支援や村独自の資金補助を行います。

(3) 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

農業委員会による調整を行います。

(4) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援

就農モデル、研修制度、農地、技術、住宅、資金等について各関係機関や農業者から情報を収集して、SNS 等を活用して発信します。

(5) 将来の効率的な農業経営を営む者の確保等の観点からの農業教育の推進

観光協会と連携して、観光農園や農業体験ツアーなどを開催します。さらに、次代を担う子どもへの食育・農業体験等への支援を行います。

4 森林の整備その他林業振興との関連

林業生産活動の停滞等から林業労働力の過疎化、高齢化が進んでいるため、林業従事者の研修を通じて地域林業のリーダーとなる人材の育成を図るとともに、受け皿となる林業事業体の確保や林業機械の導入に対する助成等により林業労働力の省力化を促進し、林業従事者の育成確保に努めます。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本村の農業従事者の現状は、販売農家は10年前に比べ25%減少し、中でも準主業農家（兼業農家）が大きく減少しています。準主業農家の減少は、高齢化や他の就業機会のほとんどが村外にあることによる若い世代の農業離れが要因であると推測され、専業農家と定年就農者の割合が増えていく傾向はしばらく続くものと思われます。

また、本村の農業は、露地栽培が主で冬期は農作業がほとんどないという特徴があります。そのため、冬期は別の業種のアルバイト等で収入を得ている農業従事者もいます。

このような状況から、農業従事者の安定的な就業を促進するためには、村内での就農機会の創出、定年就農者の就農しやすい環境づくりや冬期の就業確保が目標となってきます。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業機会確保のために、次の方策について取り組んでいきます。

- ・冬期における農業雇用場所の確保や新たな主要農作物の確保を図るため、施設園芸や越冬作物への取組の推進
- ・地域関係者の就職機会が増えるための企業進出等支援
- ・企業等進出に際して地域関係者が就職できるよう連絡調整
- ・定年就農者等が半農半Xやデュアルライフなど多様な就農スタイルで就農できるような支援
- ・必要に応じ農業従事者の就業意向を把握するための調査の実施

3 農業従事者就農促進施設

調査等を行い、必要に応じ順次計画していきます。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林には、木材のほかに村の特産品となっているマツタケをはじめとしたきのこ類、山菜、薪、炭などの特用林産物を生産するという経済的な機能を有しています。今後さらに、生産を上げられる森林の環境整備に取り組みます。また、森林レクリエーション施設など森林の観光的な利用も図り、就農の確保に努めます。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

混住化が進む中で農村本来の良さを失わないように配慮しながら、時代に即応し、住民のニーズにあった農村環境づくりが必要とされます。特に、昨今各地で発生している自然災害に対応するため、防災拠点の整備は必要であり計画していきます。また、子供から高齢者まで幅広い年齢層が一体となって自由に集うことができ、都市との交流も併せ持つ既存の体験施設は積極的に利用し、また、農業従事者の福祉の向上・健康増進・文化的活動の助長を図り、住みよい農村づくりに努めます。

施設の設置に当たっては農用地利用計画との整合を図り、優良農地の確保に十分留意するとともに、他法令に基づく土地利用計画との調整を図るものとします。

2 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
拠点避難地	1,000 m ²	全村	1	
防災センター	300 m ²	全村	2	

(付図3号 生活環境施設整備計画図)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の持つ多面的機能には、森林浴などのレクリエーション活動を通じて住民に憩いや安らぎを提供したり、観光的な利用に供するという役割が求められるようになってきました。

そのため、森林レクリエーションの推進や触れ合いの森づくりを進め、緑との触れ合いや憩いの場を創出するなど農林業と観光などを密接に関連付けた地域環境づくりに努め、農村生活の快適性の向上を図ります。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

その他施設整備については、国土利用計画に基づいて総合的な調整を行い、適正かつ計画的な土地利用に努め、農業経営の安定に支障がないよう留意します。

第9 付図

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 生活環境施設整備計画図（付図3号）